

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年3月25日
管理表No.	0309-26 改訂00

項目	コメント内容
自然現象等 (第9条)	(火山) 事業許可時の議論であるが、腐食性ガスについて、建屋構造物への化学的影響の考慮は不要なのか、事業者の考え方を説明すること(事業許可添付6-56を見ても腐食は金属キャスクに対しては方針を記載しているが、建屋に対しては考慮不要なのかどうか読めない)。

(回答)

貯蔵建屋の構造材は、RC(鉄筋コンクリート)造で、中性化の予防等、耐候性を高める目的で外壁塗装を施している。

上記に加え、事業開始時点の保安規定(施設管理)の運用として、降灰後の貯蔵建屋の点検及び貯蔵建屋の定期点検を実施し、必要に応じ、除灰や貯蔵建屋の外壁塗装の補修を行うこととしている。

したがって、貯蔵建屋に期待する基本的安全機能(遮蔽機能、除熱機能)に対して、建屋構造材への化学的影響の考慮は不要と考えている。

【参考】1.7.1.2 火山による損傷の防止(2) a. (e) (PDF29P)

(e) 腐食

降下火砕物によって直ちに金属腐食を生じることはないが、金属キャスク外表面に塗装等の対策を施し、短期での腐食により基本的安全機能を損なわない設計とする。

また、降下火砕物が給気口及び排気口から貯蔵建屋へ侵入しにくい構造とする。

なお、降下火砕物により長期的な腐食の影響が生じないように、金属キャスク及び貯蔵建屋の点検及び金属キャスクに付着した降下火砕物の分析の実施を保安規定に定め、運用する。

以上